

ハピラインふくい鯖江駅売店
運営事業者選定プロポーザル実施要領

鯖江市

令和6年6月

1 業務概要

(1) 業務名

ハピラインふくい鯖江駅売店運営業務

(2) 業務内容

「別紙 ハピラインふくい鯖江駅売店運営業務仕様書」のとおりとする。

(3) 運営期間

覚書締結日から令和12年3月31日までとする。

(4) 業務の予定価格

プロポーザルでの提案内容に基づき、費用対効果等を考慮した上で予定価格を決定する。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 公告日から覚書締結日までの間において、鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 売店等の運営実績が1年以上あること。

3 スケジュール

公募から運営事業者決定までのスケジュールは以下のとおり

1	実施の公告(実施要領公表)	令和6年6月3日(月)
2	現地説明会	随時対応
3	質問書受付期限	令和6年6月17日(月)
4	質問書回答期限	令和6年6月20日(木)
5	参加表明書提出期限	令和6年6月24日(月)
6	事業提案書提出期限	令和6年7月1日(月)
7	審査会	令和6年7月5日(金)
8	運営候補者選定	令和6年7月上旬予定
9	選定結果通知・公表	令和6年7月上旬予定
10	運営事業者決定(覚書締結)	令和6年7月12日(金)予定

4 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-8666

福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市政策経営部総合交通課

電話：0778-53-2243（直通） E-mail：SC-SogoKotsu@city.sabae.lg.jp

5 実施要領等の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和6年6月3日（月）午後1時から令和6年7月1日（月）午後5時まで

(2) 配布方法

鯖江市公式ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者には、上記期間内に鯖江市総合交通課で平日の午前9時から午後5時まで配布する。

※郵送、FAX、電子メール等による配布は行わない。

(3) 配布資料

ア ハピラインふくい鯖江駅 売店運営事業者選定プロポーザル実施要領

イ ハピラインふくい鯖江駅 売店運営業務に関する仕様書

ウ 各種様式

6 現地説明会の開催

(1) 開催日時

申込者との日程調整により随時対応する。

(2) 開催場所

鯖江市日の出町1-2 ハピラインふくい鯖江駅店舗区画内

(3) 申込期限

令和6年6月7日（金）午後5時までに「4 問合せ先および各種書類の提出先」に電話申込

7 質問の受付および回答

質問は、参加表明書の提出があった者より、質問書（様式第4号）を提出した場合に受け付けることとし、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問期間

令和6年6月3日（月）午後1時から令和6年6月17日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールでの提出のみとする。

(3) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 質問に対する回答

ア 質問は随時、質問者に回答する。

イ 全ての質問の一覧表を作成し、令和6年6月20日（木）午後5時までに鯖江市公式ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領および仕様書の追加または修正とみなす。

8 プロポーザル参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）等を作成し、以下のとおり提出することとし、当該プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時（必着）

内容に不備があるものおよび提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）または郵送（簡易書留に限る）とし、書面での提出とする。

なお、提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

*郵送の場合は、到着確認のために電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

以下の書類を正本1部、副本1部提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 宣誓書（様式第2号）

ウ 会社概要書（様式第3号）

エ 登記事項証明書または登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）

オ 定款（写し）

カ 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）

キ 決算書類（直近の貸借対照表、損益計算書、税務申告書の写し）

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

9 参加資格要件の確認

参加表明書を提出した者の参加資格要件について確認し、参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

参加資格を有する者に対し、企画提案書提出依頼通知書（様式第7号）により提案書の提出を依頼するものとする。

10 提案書等の提出

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）または郵送（簡易書留に限る）とし、書面での提出とする。

なお、提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

*郵送の場合は、到着確認のために電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「4 問合せ先および各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

以下の書類をフラットファイルに綴るなど簡易製本し、正本1部、副本10部提出すること。

ア 企画提案書（様式第8号-1～様式第8号-7）

イ ブース図面（様式任意）

(5) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書（様式第8号-1）を表紙とする。企画提案書は、原則としてA4版用紙を用いることとし、A3版用紙を使用する場合はA4サイズに織り込むこと。また、縦型横書き12ページ以内（両面印刷の場合6枚まで。表紙および目次を除く）とし、本文（設計図面を除く）の文字サイズは10.5ポイント以上とする。企画提案書、実施体制調書、設計図面の電子データ（CD-RまたはDVD-Rで1枚）をあわせて提出すること。

イ ブース図面は、設置するブースのコンセプト・イメージを反映した平面図、立面図、電気配線図等とし、参考として見積書ならびに運営者で準備する整備施設・備品・什器のリストを添付すること。

ウ 目次およびページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

エ 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。

オ 提出された企画提案書等は理由の如何を問わず返却しない。また、提出以降における企画提案書等の変更、差替えおよび再提出もしくは撤回は認めない。

カ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

キ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ク 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

ケ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

1.1 審査会について

(1) 開催日

令和6年7月5日（金）（詳細については、後日プロポーザル参加者に通知する。）

(2) 開催場所

鯖江市役所 4階会議室

(3) プレゼンテーションの所要時間

1応募者につき30分程度（準備5分、説明15分、質疑応答10分）

(4) 注意事項

ア 開始時間等詳細は、後日通知する。

イ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

エ プレゼンテーションの参加者は、1事業者3名以内とする。

(5) 審査結果の通知・公表

審査結果は選定後、結果通知書（様式第9号）により参加者全員に選定または非選定の結果を通知する。また、下記項目について市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称および選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の数およびそれぞれの総合点
*参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1.2 審査方法等

(1) 評価基準

評価基準ならびに評価項目は以下のとおりとする。

No.	評価項目	審査の観点
1	コンセプト・運営実績	基本的な運営方針や運営のコンセプトは本事業の目的に合致するか。 十分な実績（同等規模売店等の運営実績）があるか。 営業を継続するための財務根拠を有しているか。
2	運営企画概要	営業日・営業時間、販売体制は充実しているか。 販売を予定している商品、価格、サービスの種類は適当か。 利用しやすいレイアウトとなっているか。
3	安全衛生管理体制	安全管理、食品衛生管理に関する計画は適切か。
4	自由提案	駅利用者の利便性向上、行政サービスの提供、観光客に対する利便性向上につながる提案はあるか。
5	金額点	賃借料、光熱水費の負担区分、割合 改修工事費の負担区分、割合、手数料等
6	計画の実現妥当性	提案書記載の内容に実現性や企画の妥当性があるか。

(2) 審査方法

プロポーザル審査会において、プレゼンテーションの内容および書面により提出された企画提案書を評価基準に基づき総合的に評価および採点し、運営候補者を選定する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)審査方法による評価の総合点が最も高い提案者を候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、評価基準の②運営企画概要、④自由提案、⑤金額点の合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。また、応募が1者の場合でも、採点結果が6割未満であった場合は選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価に係るプロポーザル審査委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- エ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 3 覚書の締結

- (1) 運営候補者に決定した者と提案書の内容をもとに仕様書に定める運営内容および改修内容等について協議のうえ、鯖江市財務規則等の関係法令ならびに鯖江市と株式会社ハピラインふくいとの使用確認書に基づき覚書を締結する。
- (2) 選定された提案者が「2 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たさなくなった場合および事故等の特別な事由により運営が不可能になった場合は、審査結果が次点の提案者と協議を行う。
- (3) 覚書の作成に必要な経費は、全て提案者の負担とする。

1 4 特記事項

- (1) 鯖江市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。
- (2) 運営候補者は、円滑に運営を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (3) 本プロポーザルは、鯖江市令和6年度9月補正予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、鯖江市議会において本予算が否決された場合は、覚書は締結しないものとする。なお、締結しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切保証しない。
- (4) 覚書締結後、鉄道運行等への影響が判明し別途工事が必要になるなど、想定以上の費用が発生する場合、提案者と協議の上本事業を取りやめることができる。なお、取りやめた場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切保証しない。
- (5) やむを得ない事由により開業日が遅延した場合および本事業自体が取りやめになった場合において、将来得ることが想定される営業利益については、一切保証しない。